

公安委員会定例会議(第27回)の開催状況

第1 日 時 令和6年10月23日(水)
午後2時07分 ～ 午後4時53分

第2 出席者 五葉委員長、佐伯委員、小野委員
本部長、総務室長、警務部長、首席監察官、生活安全部長
刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長、情報通信部長
総務課長

第3 議事の概要

1 五葉委員長説示

本日は、任意同行後の取調べに関する昭和59年2月29日付けの最高裁判所決定についてご紹介します。

本件は、警察が早朝にXを殺人罪で任意同行し、午後11時過ぎまで取り調べた後、Xからの申し入れもあって、旅館に泊めてほしい旨の答申書を提出させたのち、4～5人の捜査員が同宿し、うち1人がXの隣室に宿泊し、Xの挙動を監視したという事例です。警察は、その翌日以降もXを取り調べ、Xが帰宅を望まなかったため同様にホテルに宿泊させ、各夜ともホテル周辺に捜査員が張り込んでXの動静を監視しました。こうして捜査員らは自白を得たものの、決め手となる証拠が十分でなかったことから、Xを逮捕することなく釈放しました。Xは郷里に帰りましたが、後日、Xの自白を裏付ける証拠を得たことから、殺人容疑でXを逮捕しました。

本件で問題となったのは、午後11時過ぎまで取調べを実施したこと及びホテルに宿泊させて捜査員が張り込んでXを監視したという点で、これは事実上、逮捕と同じではないかと指摘されました。この点、最高裁判所は、「Xは、宿泊を伴う連日にわたる長時間の取調べに応じざるを得ない状況に置かれ、その期間も長く、任意取調べとして必ずしも妥当とはいえない。他方でXは、宿泊について答申書を提出したほか、取調べや宿泊を拒否し、あるいは退去し帰宅することを申し出た証拠はなく、捜査員らがXの退去、帰宅を拒絶した事実も窺われず、Xがその意思によりこれを容認して応じていたものと認められる。本件取調べは、任意捜査の方法として必ずしも妥当とはいえないものの、Xが任意に応じていた点や、殺人という事件の性質上、速やかに詳細な事情及び弁解を録取する必要がある点などを総合的に勘案すると、社会通念上やむを得なかったものというべく、任意捜査として許容される限界を超えた違法なものであったとまでは断じ難い」旨判示しました。

任意性に関しては、承諾の有無や事案の重大性等によって判例も分かれています。本件については、Xの承諾があったこと、殺人という重大な罪であり、事情や弁解を録取する必要があることなどの事情から任意捜査として認められたと思います。このように、任意性は、承諾の有無、事案の性質等によって異なり、慎重な判断が求められますので、判例を参考に適正捜査に努めてください。

2 決裁事項

(1) 公安委員会定例会議の会議録

総務室から、令和6年第26回公安委員会定例会議の会議録について伺いがあり了承した。

(2) 禁止命令等実施報告

生活安全部から、禁止命令等実施報告について伺いがあり了承した。

(3) 風俗環境浄化協会の名称及び所在地変更

生活安全部から、風俗環境浄化協会の名称及び所在地変更について伺いがあり了承した。

(4) 愛媛県道路交通規則の一部改正

交通部から、愛媛県道路交通規則の一部改正について伺いがあり了承した。

(5) 公安委員会事務専決規程の一部改正

交通部から、公安委員会事務専決規程の一部改正について伺いがあり了承した。

(6) 安全運転管理者等運用要領の制定

交通部から、安全運転管理者等運用要領の制定について伺いがあり了承した。

(7) 交通規制の実施

交通部から、交通規制の実施について伺いがあり了承した。

(8) 警察職員等の援助要求

警備部から、警察職員等の援助要求について伺いがあり了承した。

(9) 運転免許の行政処分に係る意見の聴取・聴聞

交通部から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取及び聴聞結果について報告があり、審議の結果、18件の行政処分の決定について伺いがあり了承した。

3 報告事項

(1) 金融機関等に対する特別防犯指導「C P P 作戦」の実施

生活安全部長から、金融機関等に対する特別防犯指導「C P P 作戦」の実施について報告があった。

委員から、「金融機関等に対する警察官の立ち寄りやパトロールなどの見せる警戒は、犯罪の抑止力となるので、年末に向けて強力に取り組んでいただきたい」との発言があった。

委員から、「約820か所に対して特別防犯指導を行うことは非常に心強い。コンビニエンスストアなどへの指導を徹底し、身近な場所で犯罪が起きないように対策を推進いただきたい」との発言があった。

委員から、「犯罪者にとって最も恐ろしいのは警察官の姿である。最近の傾向として、金融機関を狙った犯罪は特殊詐欺や強盗などがあるが、C P P 作戦によって強盗事件等を未然に防いでいただきたい」との発言があった。

(2) あらゆる事態を想定した対処訓練及び講習会の実施

生活安全部長から、あらゆる事態を想定した対処訓練及び講習会の実施について報告があった。

委員から、「想定訓練を繰り返し練度の向上を図るとともに、いかに危険を早期に察知するか、いろいろとアイデアを出し合って殉職受傷事故の防止に努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「犯人によって凶器の種類も異なるし、様々な想定が考えられる。様々なシチュエーションを想定し、痛ましい殉職事案が二度と起こらないように訓練に励んでいただきたい」との発言があった。

委員から、「犯人が所持する凶器によって警察官の対応も変わってくることから、警察署の地域課員等を幅広く訓練に参加させて、判断力や対応力を養っていただきたい」との発言があった。

(3) 松山市農業協同組合との「安全・安心な愛媛づくり」に関する包括連携協定の締結

刑事部長から、松山市農業協同組合との「安全・安心な愛媛づくり」に関する包括連携協定の締結について報告があった。

委員から、「松山市農業協同組合の車両にドライブレコーダーを取り付けたり、その映像提供を受けたりすることは非常に良い取組だと思う。ぜひ協力関係を深めていただきたい」との発言があった。

委員から、「このような連携によって安全・安心なまちづくりが推進されることは、市民にとって心強く素晴らしい取組だと思う」との発言があった。

委員から、「今後、同様の協定締結企業を増やして取組の拡大を図っていただきたい」との発言があった。

(4) 交通重大事故抑止 3 か月対策

交通部長から、交通重大事故抑止 3 か月対策について報告があった。

委員から、「交通重大事故の原因や傾向を分析するとともに、反射材の活用やマスコミ広報等、実効性の高い取組を推進し、交通重大事故の抑止に努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「県内で40人もの方が交通事故で亡くなっていることは痛ましい限りである。車両単独事故が多いことに驚いたが、運転中の注意力が散漫にならないように広報や取締りによって交通安全意識の高揚に努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「将来高齢者となる若者世代にも、今から交通安全教育を浸透させて、今後の交通事故の抑止、減少を図っていただきたい」との発言があった。

(5) 愛媛県警察先端技術フェアの開催

総務室長から、愛媛県警察先端技術フェアの開催について報告があった。

委員から、「様々な機材を披露していただいたが、道路映像の解析技術にA I を組み合わせて瞬時に対象を特定できる技術には感心した。こうした先端技術の導入によって、早期に事件事故の解決が期待できるほか、労力の省力化にもつながることから、愛媛県警察においても可能な範囲で導入・活用を検討していただきたい」との発言があった。

委員から、「まるで魔法を見ているようであった。画像解析や分析技術は高度で、県警察にもあれば強力な武器になると思った。他方で、A I の活用にしてもやはり重要なのは、その基礎となる情報を正確に入力

する人間の力であるということを実感した。人の力に上手にA Iを組み合わせて活用していくことを期待したい」との発言があった。

委員から、「最近は裁判所でもD X化が進んでいるが、本日拝見した先端技術はレベルが高く次元が違っていた。財政的な問題はあると思うが、こうした先端技術の導入を進めることは今後の警察にとって重要なことであり、ぜひ科学捜査に取り入れていただきたい」との発言があった。

(6) 松山市一番町における殺人事件の捜査結果

刑事部から、松山市一番町における殺人事件の捜査結果について報告があった。

4 その他

(1) 警備部長から、第50回衆議院議員総選挙に関して、これまでに県内で石破総理大臣の警護等、3件の要人警護を実施し、いずれも所要の措置を講じて任務を完遂した旨の報告があった。

(2) 本部長から、「委員から、取調べの任意性について説示をいただいた。相手方の同意や承諾がある場合の任意同行や取調べは、ない場合と比べてどうしても任意性に関する意識がうすくなりがちである。例え同意や承諾があったとしても、一定の限界があるということ、また、行き過ぎがあれば、同意そのものの信憑性に疑いが生じるということも意識の中に置きながら適正な職務執行に努めてまいりたい」との発言があった。

以 上